

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方財政の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

- 1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
 - (1) 社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
 - (2) 地方の固有財源である地方交付税は、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が的確に発揮されるよう増額すること。
 - (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
 - (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
 - (5) 地方公務員給与の引下げを前提とした削減など、地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。
- 2 地方税源の充実確保等について
 - (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。その際は、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
 - (2) 個人住民税は、充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
 - (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であり、安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなす「機械及び装置」に対する課税等は、現行制度を堅持すること。
 - (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) 地球温暖化対策においては、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

三浦市議会議長 岩野匡史

送付先

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）